

第2章 国際部

第1節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業の趣旨

近年の農林水産物の輸入の増大を含む経済、社会の国際化の進展に対応して真に農林水産業や食品産業の国際化を図るためには、輸出の促進も重要な課題となっている。

しかし、農林水産物等の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検疫条件や食品表示規則等への適合など多くの課題が山積しており、個々の地方自治体や農林水産業団体等の努力だけでは対応しきれない状況にある。

このため、農林水産省においては各種の輸出促進対策を講じ、輸出関係者を積極的に支援していくとともに、これを通じて農山漁村や食品産業の活性化を図ることとしている。

(2) 事業内容

平成15年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 農林水産物貿易円滑化推進事業（国際部）

国際食品見本市の場を活用し、体系的な手法による日本食品の普及活動を展開するとともに、海外の貿易情報を収集するための調査の実施及び地場産業を国際化するためのセミナーを開催し、日本食品の輸出の促進を図った。

イ 輸出定着化対策事業（生産局）

海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、相手国の植物検疫及び食品衛生条件に適合した輸出果実生産地域の環境整備を図るとともに、輸出先国内向けの消費宣伝活動、輸出条件の改善等を図りつつ、継続的、安定的な果実の輸出を定着化させるための支援対策を、対象国・地域を重点化して実施した。

ウ 輸出検疫対象重要病害虫対策事業（消費・安全局）

(ア) 高度検疫条件対策事業

米国向け二十世紀梨に対する消毒処理方法の確

立及びEU向け根付き植物の精密検査手法の開発等、輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について検疫対応の改善を行った。

(イ) 果実害虫処理技術確立事業

輸出生果実に関し、諸外国が自国への侵入を警戒している検疫対象病害虫に対する殺虫技術の確立を図った。

エ 安全・安心水産物輸出促進調査事業（水産庁）

水産物の円滑な輸出の促進を図り、水産物需給の安定と地域の振興に資するため、輸出対象国における新市場開拓調査及び安全・衛生基準に対応するための調査を行った。

2 関税（平成16年度当省関係品目の改正概要）

(1) 平成16年度の関税改正の経緯

平成16年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成15年5月13日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成15年9月26日及び11月21日の関税分科会での審議を経た後、12月18日の関税分科会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成16年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長

(ア) 平成16年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率のうち、石油化学製品製造用灯油・軽油以外のものについて、その適用期限を平成17年3月31日まで延長することとした。

(イ) 平成16年3月31日に適用期限の到来するウルグァイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成17年3月

31日まで延長することとした。

イ 特惠関税に係る改正

EU への新規加盟に伴い、エストニア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニアについて特惠受益国から除外することとした。

これは、東欧などの10ヵ国（①キプロス（平成12年度特惠卒業）、②スロベニア（平成15年度特惠卒業）、③エストニア、④スロバキア、⑤チェコ、⑥ハンガリー、⑦ポーランド、⑧マルタ、⑨ラトビア、⑩リトアニア）が平成16年5月1日よりEUの新規加盟国となり、このうち8ヵ国（平成15年度現在）が特惠受益国に指定されていた。

当該新規加盟10ヵ国は、加盟期日である平成16年5月1日をもって、EU という一つの関税領域に統合されることになり、この結果、新規加盟国は、域外国に対してはEUの共通関税を適用し、原産地証明書もEUのものとして発行されることから、新規加盟国と既加盟国との間の物品移動を確認する手段が存在しなくなるため、EUの加盟期日である平成16年5月1日をもって、当該8ヵ国を特惠受益国から除外することとしたものである。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。平成16年度改正においても、農林水産省所管の対象品目に変更はなく（注2）、各品目の関税割当数量が定められた。

（注1）関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

（注2）ただし、アルコール製造用糖みつについては、

その割当てに際して、これまで国産甘しょの引き取りを確保してきたが、①平成15年より、国産の発酵原料用甘しょの生産が行われなくなり、関税割当制度により安定的引き取りを確保すべき国産甘しょがなくなったこと、②国産品（甘しょ）がなければ、甘しょの作物年度（10月～9月）、つまり国産甘しょの生産動向を踏まえた国内需給調整（弾力的な関税割当数量決定方式：毎年10月の関税割当（政令）数量の見直し）は要しないこと等から、平成16年度より、毎年4月と10月に関税割当数量（半年枠）を定める方式から毎年4月に関税割当数量（年間枠）を定める方式（関税割当数量の年度一本化）に移行することとした。

表1 輸出促進予算の推移

事業名	予算額		事業の概要
	14年度	15年度	
1. 地域特産食品・農林水産物輸出促進事業費	27,984	0	国際食品見本市、国内外のセミナー・試食会等の輸出促進活動の実施による地域特産食品・農林水産物の輸出の促進
2. 農林水産物貿易円滑化推進事業費	58,771	47,017	国際食品見本市における体系的な手法による日本食品の普及、海外の貿易情報の収集及び地場産業国際化推進セミナーの開催等
3. 海外マーケット開拓事業費	50,364	0	海外の現地百貨店等で短期アンテナショップを開催するほか、現地にフードコンサルタントを設置し海外市場開拓を推進
4. 果実需給安定対策推進指導費のうち 果実輸出振興対策推進費	1,516	0	既輸出先市場への安定供給、新市場の開拓及び国産果実の優位性を強調した消費宣伝の実施等のための協議会の開催
5. 果実のある食生活推進事業のうち 輸出定着化対策事業	90,300	90,300	相手国の植物検疫及び食品衛生条件に適合した輸出果実生産地域の環境整備等を図りつつ、継続的、安定的な輸出定着化の推進
6. 輸出検疫対象重要病虫害対策事業費 ・ 高度検疫条件対策費 ・ 果実害虫処理技術確立費	23,058 (14,336) (8,722)	22,178 (14,326) (7,852)	輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について、輸出検疫の厳密な実施諸外国が重要としている病虫害の完全な検疫措置の基本となる殺虫技術や検査・検定手法の確立
7. 効率的輸出検疫条件整備事業費	11,586	0	相手国が求める検疫条件を満たす防除技術の開発と効率的な体系確立をもって、輸出用農産物生産の効率化を図る技術確立整備等を行い、日本産農作物の輸出先国の拡大
8. 海外消費地普及啓蒙費	2,000	0	海外の適地において展示試食会等の普及啓蒙を行うことによる、日本産水産物の海外での市場開拓の推進
9. 水産物安全・安心推進強化事業のうち 安全・安心水産物輸出促進調査事業	29,998	15,835	輸出対象国における新市場開拓調査及び安全・衛生基準に対応するための調査を行うことによる、水産物の円滑な輸出の促進

表 2 平成16年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成15年度の関税率	
		15年度	16年度	1 次税率	2 次税率
1	ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	55,200	54,200	無税	29.8%
2	とうもろこし コーンスターチ用	4,231,800 (2,227,100)	4,259,700 (2,241,100)	無税	50%又は12円/kg のうち いずれか高い税率
	単体飼料用（丸粒）	277,900 (137,300)	285,700 (143,800)		
	特定物品製造用 (コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用)	71,400 (38,300)	46,500 (21,900)		
	その他用	180,700 (96,400)	188,500 (96,600)	3%	
3	麦芽	563,700 (340,600)	572,800 (324,100)	無税	21.30円/kg
4	糖みつ(アルコール製造用)	15,500 (7,700)	13,000	無税	15.30円/kg
5	無糖ココア調製品（チョコレート製造用）	21,100	19,000	無税	21.3%
6	トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ等製造用)	36,500	36,500	無税	16%
7	パイナップル缶詰	50,900	50,700	無税	33円/kg

2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成15年度の関税率	
		15年度	16年度	1 次税率	2 次税率
8	その他の乳製品	133,940	133,940	12%、12.5%、 21%、25%、 35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+1,023円/kg、 29.8%+1,155円/kg、29.8%+ 1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg
9	脱脂粉乳 学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+ 396円/kg、21.3%+425円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、 425円/kg
10	無糖れん乳	1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg
11	ホエイ等 無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳製造用)	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+ 425円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8%+ 1,023円/kg
12	バター及びバターオイル	581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
13	雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）	120,000 (34,000)	120,000 (51,800)	10%	354円/kg
14	でん粉、イヌリン及びでん粉調製品	169,400 (85,200)	168,400 (89,200)	無税、16%、 25%	119円/kg

15	落花生	75,000	75,000	10%	617円/kg
16	こんにゃく芋	267	267	40%	2,796円/kg
17	調製食用脂	ニュージーランド原産	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
		その他	7,427		
18	繭	1,995	1,995	無税	2,523円/kg

(注) 1. 「関税割当数量」欄の(括弧)内の数字は、当該年度上期(4～9月)の数量(確定値)である。
 2. 「関税割当数量」欄の16年度の斜体数字は、当該年度(4～3月)の見込み数量(計画値)である。
 3. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構(ALIC)が徴収するマークアップが含まれる。

第2節 対外経済関係

1 WTO(世界貿易機関)

(1) WTO協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉(ラウンド)が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド(UR)が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関(WTO)が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(本体)と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2003年は4回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために原則として年3回開催されることとなっており、2003年は4月、6月、10月に開催

された。本委員会においては、①各国から行われた通報のレビュー、②貿易上の関心事項についての質疑応答、③国際基準の適用状況のモニタリング、④SPS措置の同等性に関する議論等が行われた。

ウ 「貿易と環境」委員会(CTE)

CTE通常会合では、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われている。2003年は2月、4～5月、7月、10月の計4回開催され、当省関係の漁業補助金、違法伐採問題等については、2月の会合において林水産物貿易と持続的開発に関するペーパーを提出し、更に、10月会合においてインドネシアとの違法伐採対策協力に関するペーパーを提出した。なお、漁業補助金については、現在、主にルール会合において議論がなされている。また、CTE特別会合では、WTOルールと既存の「多国間環境協定(MEA)」が規定する特定の貿易義務(STO)との関係、環境物品等について交渉が行われている。

(3) WTO閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合を行うこととされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTOが発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、我が国からは平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣、植竹外務副大臣ほかが出席した。

会議では幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、ケアンズ諸国の主張である農工一体論といった交渉を予断する内容は盛り込まれず、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5 回目の閣僚会議は、2003年 9 月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、我が国からは亀井農林水産大臣、平沼経済産業大臣、川口外務大臣ほかが出席した。会議では、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提出されたが、先進国、途上国の対立を背景に、シンガポール・イシューを契機に合意が得られないまま終了した。

(4) W T O 交 渉

ア 農業交渉

農業交渉は WTO 農業委員会特別会合等で行われており、2000年 3 月の第 1 回会合以降多くの交渉提案が提出された。我が国も、国民的な合意プロセスを経て、「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO 農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月に WTO 事務局へ提出し、2001年 2 月の特別会合で説明を行った。また、2002年11月の農業委員会特別会合において、ウルグアイ・ラウンド方式による柔軟性のある関税削減方式やミニマム・アクセスにかかる規律の不備の是正等を具体的内容とするモダリティ提案を提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年 3 月末の期限までにモダリティを確立することはできなかった。

その後、3 回の非公式閣僚会合、2 回の農業委員会特別会合が開催され、市場アクセス分野における関税削減方式や高関税への対応のあり方、国内支持の分野における EU の共通農業政策改革の交渉上の意味合い、輸出規律の分野における輸出補助金とその他の形態の輸出補助金の規律のあり方等について議論されたが、各国の立場の違いは埋まらず、2003年 9 月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議でも合意には至らなかった。

カンクン閣僚会議で合意に至らなかった後、2004年 2 月の一般理事会で新たな一般理事会議長及び各交渉グループ議長が選出され、農業交渉については、3 月に農業委員会特別会合が開催され、2004年 7 月までに枠組み合意を目指すこととされた。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年 7 月には2003年 5 月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

その合意期限前2003年 5 月に交渉グループ議長よ

り水産物の関税撤廃を含む「交渉の大枠（モダリティ）の基本要素の案（ジラール・テキスト）」が提案されたが、関税削減方式や分野別関税撤廃等の議論において各国対立し、5 月末までに合意できなかった。9 月のカンクン閣僚会議では、関税撤廃分野を明示されていない「閣僚会議文書案（デルベス・テキスト）」の附属書 B が提示されたが、閣僚会議自体は、シンガポールイシュー（投資、競争、政府調達及び透明性及び貿易円滑化の四つの議題）を中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま終了した。2004年 3 月の交渉会合では新たな議長が正式に選出され、交渉上の当面の目標として、2004年 7 月末までに、枠組み合意を達成すべきとされた。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととなっているが、その中で漁業補助金についても検討することとされている。

2003年 5 月から2004年 3 月まで、計 6 回の会合が開催されたが、米国、ニュージーランド、アイスランド等の諸国は、漁業補助金は貿易歪曲性及び資源枯渇の原因となっており、規律が必要であると主張した。我が国は、韓国等と共に漁業補助金が他の補助金と比べても際だった貿易歪曲性を有しているとは言えず、個別の規律を策定することは不適當である、と反論している。

2 OECD（経済協力開発機構）

OECD は、マーシャルプランの受入体制として1948年発足した OECD（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2004年 3 月現在30カ国が加盟している。

(1) 閣 僚 理 事 会

例年 4－6 月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）は、引き続いて開催されるサミットを方向付ける重要な国際会議として位置付けられている。閣僚理事会では、OECD の主要活動が報告され、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性がコミュニケとしてまとめられている。

第42回閣僚理事会は、2003年 4 月29－30日にパリの OECD 本部で開催された。我が国からは平沼経済産業大臣、竹中経済財政金融担当大臣、日出外務大臣政務官が出席するとともに、当省からは竹中農林水産審議

官が出席し、①経済見通し、②信頼維持と成長促進策、③利益の共有：途上国の政調と投資の促進、④ OECD 改革、⑤貿易等について討議が行われた。

貿易セッションにおいては、ドーハ開発アジェンダの成功と2005年1月の交渉期限へのコミットメントを確認した。また、農業交渉については、農業分野の合意がカンクン閣僚会議での最大の成果であるべき、さらに途上国の発展のためにも農業をはじめとする市場アクセスの改善が重要といった主張があった一方、過度に野心を持つ国は現実的になるべきといった意見が出された。

(2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2003年版「OECD加盟国の農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農業のもつ多面的機能に関する概念分析、需要計測及び政策的意味合いについてスタディが終了し、9月に最終レポートが公表・出版された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論されてきた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

3 エビアン・サミット

主要先進国(日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU)の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第29回サミットが、6月1日から3日までフランス・エビアンで開催され、我が国からは小泉総理大臣等が出席した。

世界経済については、マクロ経済運営と構造改革に多くの時間が割かれた他、WTOドーハラウンドの推進等についても意見交換が行われた。WTOに関しては、ドーハ・ラウンドの成功のためには各国毎の努力が必要であること、途上国への配慮が必要であること等につき意見の一致が見られた。

持続可能な開発については、成長と環境保護の両立のための科学技術の役割、京都議定書の重要性、森林問題等幅広い分野の問題について議論が行われ、小泉総理からは、京都議定書についてはロシアの参加が重要である、将来、米国も途上国も参加できるようにすべきであると述べた。この他、総理は違法伐採対策等

についても発言し、議長総括にも反映された。

4 UNCTAD (国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部：ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は192カ国(2004年2月現在)である。

(1) 総会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第10回総会が2000年2月12～19日、バンコクで開催された(次回会合は2004年6月、ブラジル・サンパウロにて開催予定)。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国(LDC)問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画(IPC)の採択とそれに基づく一次産品共通基金(CFC)協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われた。

(2) 貿易開発理事会(TDB)

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第50回TDB会合(2003年10月)においては、「アフリカの経済開発」、「途上国に特別の関心のあるドーハ後の作業計画における進展と問題についてのレビュー」などについて議論が行われた。

5 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

「1995年国際穀物協定」は、1986年国際小麦協定の後を受けて、1995年7月1日に暫定発効したものであり、「1995年穀物貿易規約」と「1995年食糧援助規約」から成っていた。1995年穀物貿易規約は2003年6月30日まで有効期間を延長したが、1995年食糧援助規約については、1999年7月に「1999年食糧援助規約」を発効し、2回の延長を経てその有効期間を2005年6月30日までとした。

なお、穀物貿易規約は、国際穀物理事会(旧国際小麦理事会)を通じた情報交換・統計整備を中心とした

ものとなっている。1999年の食糧援助規約については、世界の食料安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とし、加盟国は開発途上国に対して、本規約で定める最小拠出量を満たす穀物又はそれに代わる現金により、毎年食料援助を行うことが義務付けられており、我が国の年間最小拠出量は30万トン（小麦換算）となっている。

(2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。また、1983年協定は4度の延長を経て、1994年10月に1994年協定を発効した。

その後、新たな協定の策定が決定され、2000年9月には2001年協定が合意された。この新しい協定は引き続き経済条項が明記されておらず、情報交換を中心とした協定となっている（有効期間は2007年9月30日まで）。

(3) 国際ココア協定

「1986年国際ココア協定」に代わる協定交渉が1992年から行われたところ、1994年2月に1993年協定を発効した。この協定は、従前価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。この他、情報交換、CFC（一次産品共通基金）との連携や環境への考慮等が明記された。

2001年3月には、生産管理計画を採用しない2001年新協定が合意されたが、加盟国の承認手続きが遅れたため、2003年10月に発効したところである。なお、我が国は、昨今の財政事情等から2001年協定には加盟していない。

(4) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO (International Tropical Timber Organization) 本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」は、発効以降2度の

延長後、1993年4月から新協定交渉が開始され、1994年1月に新たな「1994年の国際熱帯木材協定」が合意され、1997年1月に発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記された。その後、「1994年の国際熱帯木材協定」は2度延長され、現在に至っている（有効期限は2006年12月まで）。

6 EPA(経済連携協定)／FTA(自由貿易協定)

(1) メキシコ

2002年11月に開始された日メキシコ経済連携協定の政府間交渉は、1年程度を目標にできる限り早期に交渉を実質的に終了するよう最大限努力すると両国首脳間での合意を踏まえ、2003年10月までに11回の会合を実施した。同月のフォックス・メキシコ大統領訪日を機に実質合意を図るべく、日本側の追加提案と要求事項を包括的提案として提示し、局長級、次官級、閣僚級の折衝を実施したが、妥結には至らなかった。

その後、3回の次官級協議などの事務レベル会合を開催し、2004年3月9日の農相会談で農林水産分野につき、実質的に合意し、同年3月12日の関係閣僚テレビ会談で全体として大筋合意に至った。

(2) 韓国

2002年3月に開始された日韓FTAに関する産学官共同研究会は、2003年10月までに8回開催され、第8回会合では、報告書がとりまとめられた。報告書では、FTAは日韓双方にとって有益であり、両国政府は、合理的な期間内に包括的なFTAを締結すべく、早期に交渉を開始することとされた。

これを受け、同年10月20日の首脳会談において、両国首脳は、日韓FTA交渉を2005年内に実質的に終わることを目標とすることで合意した。

政府間交渉は、同年12月に第1回会合を開催し、基本原則や交渉の進め方等について議論を行った。2004年2月に行われた第2回会合では、各分野において、両国の関心事項、協定の骨子、今後の作業計画等について議論を行った。

(3) タイ

2002年9月に開始された日タイ経済連携協定に関する政府間の作業部会は、2003年5月までに5回開催された。これに続いて、同年7月から11月までの間には、両国の関係省庁、産業界、学界の代表者から成る「日タイ経済連携協定タスクフォース」を3回開催した。

同年12月の日アセアン特別首脳会議の際に行われた日タイ首脳会談において、タスクフォースの作業状況

の報告が行われた。物品貿易の自由化に関しては、両国は各々のセンシティブな品目の状況等について説明し、交渉に際しては、WTO ルールとの整合性を確保しつつ、センシティブな問題に対処するための各種の手法を用いることを考慮することとした。特に農業分野については、双方のセンシティブさを考慮しながら自由化との適切なバランスをとらなければならないこととした。また、2004年の早期に正式交渉を開始することで合意した。

これを受けて、2004年2月に第1回の政府間交渉を開催し、基本原則や交渉の進め方等について議論を行った。

(4) フィリピン

2002年10月に開始された日フィリピン経済連携協定に関する作業部会は2003年7月までに5回開催された。これに続いて、同年9月から11月までの間、両国の関係省庁、産業界、学界の代表者をメンバーとする「日フィリピン経済連携協定合同調整チーム（ジョイント・コーディネーティング・チーム）」を2回開催した。

同年12月の日アセアン特別首脳会議の際に行われた日フィリピン首脳会談において、合同調整チームの作業状況の報告が行われた。物品及びサービスの貿易自由化にあたっては、WTO ルールとの整合性を確保することが必要であり、その一方、両国のセンシティブな物品に対しては柔軟性をもって対応する必要があることを確認した。また、2004年の早期に正式交渉を開始することで合意した。

これを受けて、2004年2月に第1回の政府間交渉を開催し、基本原則や交渉の進め方等について議論を行った。

(5) マレーシア

2003年5月に開始された日マレーシア経済連携協定に関する政府間の作業部会は7月までに2回開催された。これに続いて、同年9月から11月までの間、両国の関係省庁、産業界、学界の代表者をメンバーとする「産学官共同研究会（ジョイント・スタディー・グループ）」を2回開催した。

同年12月の日アセアン特別首脳会議の際に行われた日マレーシア首脳会談において、共同研究会の作業状況の報告が行われ、物品及びサービスの貿易自由化にあたっては、WTO ルールとの整合性を確保することが必要であり、その一方、両国のセンシティブな物品に対しては柔軟性をもって対応する必要があることを確認した。また、2004年の早期に正式交渉を開始することで合意した。

これを受けて、2004年1月に第1回の政府間交渉を開催し、基本原則や交渉の進め方等について議論を行った。同年3月に行われた第2回会合では、各分野において、両国の関心事項、協定の骨子、今後の作業計画等について議論を行った。

(6) ASEAN 全体

2002年1月に小泉総理が提唱した「日 ASEAN 包括的経済連携構想」を踏まえ、同年11月、日 ASEAN 首脳会議で、FTA の要素を含み得る包括的経済連携の実現へ向けた措置の実施を10年以内のできるだけ早期に完了するとの「日 ASEAN 包括的経済連携に関する首脳共同宣言」が署名された。

2003年10月、日 ASEAN 首脳会議において、「日 ASEAN 包括的経済連携の枠組み」が署名され、日 ASEAN 包括的経済連携協定の交渉を2005年初めから開始するために最大限努力することや自由貿易地域（FTA）の要素を含み得る連携実現へ向けた措置の実施が、それぞれの国における経済レベルやセンシティブな部門を考慮に入れつつ2012年までのできるだけ早期に完了されるべきであること等が決定された。

7 APEC（アジア・太平洋経済協力）

APEC（アジア・太平洋経済協力）は、政府間の経済・社会問題の分析・協議を行うため、太平洋地域に位置する国・地域によって構成される緩やかな協議体として1989年に発足した（2004年3月現在で、21の国及び地域が参加）。

域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」を活動の三つの柱としている。

1994年11月にインドネシアで開催された第2回首脳会議では、2020年（先進国は2010年）までに域内の自由で開かれた貿易及び投資を達成することを主な内容とする「ボゴール宣言」が採択され、APEC の政治的方向性が規定された。また、1995年11月に大阪で開催された首脳会議では、ボゴール宣言の具体的な実現に向けた「大阪行動指針」が採択され、現在に至っている。

2003年10月の首脳会議では、WTO ドーハラウンド、FTA/地域貿易協定、その他の経済・貿易問題、APEC 改革、テロ対策等について議論され、デルベス議長テキストを基礎に議論を積み上げ、交渉プロセスを再活性化させること等の合意が得られた。

食料・農業分野では、我が国は農業技術協力作業部会（ATCWG）に積極的に貢献しており、2000年から3年間議長国を務めた他、現在は優先7分野のうち4

分野において幹事国を務めている。

また、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）による「APEC 食料システム」提案に基づき、「農村インフラ開発」、「食品の貿易促進」、「食料生産・加工分野における先進技術普及」の3分野で共同行動を取ることが合意されており、その進捗についての年次報告が1999年以降毎年提出されている。

8 ASEAN(東南アジア諸国連合)との関係

ASEAN は東南アジア域内の経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保等を目的として1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5ヵ国で設立された。その後、1980年代に入り、順調な経済発展を背景に ASEAN 自由貿易地域（AFTA）等の域内経済協力を積極化させ、1999年までにブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟して ASEAN10が実現した。

日本は、ASEAN を地域の平和と繁栄に重要な役割を果たすパートナーとして捉え、その関係を重視している。2002年1月の小泉総理の東南アジア（原加盟5ヵ国）歴訪の際には、総理が政策演説を行い、率直なパートナーとして共に歩み共に進む協力を推進するとして包括的な経済連携構想等のイニシアティブを提案し、ASEAN 各国より歓迎された。

2002年11月にカンボジアで開催された日・ASEAN 首脳会議において「日・ASEAN 包括的経済連携構想に関する共同宣言」が採択され、自由貿易地域（FTA）の要素を含み得る連携実現へ向けた措置の実施が、それぞれの国における経済レベルやセンシティブな部門を考慮に入れて、10年以内の出来るだけ早期に完了されるべきであることとされた。

2003年12月には日 ASEAN 特別首脳会議が開催され、日・ASEAN 東京宣言と行動計画が採択された。同計画においては、日 ASEAN 協力の方向性や、原則についての記述が盛り込まれた。

ASEAN に日本、中国、韓国の3ヵ国を加えた東アジア地域の枠組みについては、1997年の ASEAN 創設30周年を記念してクアラルンプールで ASEAN+3 首脳会議が初めて開催され、1999年にマニラで開催された第3回会議において「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。

これを機に ASEAN+3 の枠組みでの各分野の協力活動が進み、2001年10月には第1回農林大臣会合がインドネシアで開催された。2003年8月には第3回農林大臣会合がマレーシアで開催され、この地域の農業に関する認識を共有するとともに各種協力活動につい

て協議を行った。

9 成長のための日米経済パートナーシップ

(1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探索すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）の立ち上げが合意された。

(2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的な及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取り決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の六つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取り組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うもので、従来の「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の四つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策及び他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警

戒」メカニズムとしての役割を果たす。農業に関する貿易問題についてもこの枠組みの中で議論される。

(3) 当省関係会合の開催状況

ア 2003年4月、第3回次官級経済対話（ワシントンDC）が開催され、日米両国経済、WTO、アジア経済、交通保安と物流の効率化、イラク問題等について意見交換が行われた。

イ 2003年7月、第2回貿易フォーラム（ワシントンDC）が開催され、当省関連では日本側から米国バイオテロ法、米側から牛肉セーフガード、コメ、SPS、食品安全委員会等の問題が提起された。

10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。（表3）

表3 二国間会議

国・地域名	会 談 名	期 間	場 所
E U	日EU定期首脳協議	03. 5. 1-2	ア テ ネ
豪 州	日豪次官級経済協議	03. 6. 25-27	キャンベラ
ニュージーランド	日ニュージーランド高級事務レベル経済協議	03. 6. 30	ウェリントン
豪 州	日豪首脳会談	03. 7. 16	東 京
中 国	日中経済パートナーシップ協議	03. 10. 31	東 京
スウェーデン	日スウェーデン貿易経済会議	03. 11. 10	ヘルシンキ
フィンランド	日フィンランド貿易経済協議	03. 11. 11	オ ス ロ
台 湾	日台貿易経済会議	03. 11. 11-12	台 北
E U	日EU規制改革対話	03. 11. 14-17	東 京
豪 州	日豪貿易経済枠組み第1回合同協議委員会	03. 12. 1	東 京
パキスタン	日パハイレベル経済協議	04. 2. 11	イスラマバード
イ ン ド	日印経済パートナーシップ協議	04. 2. 13	デ リ ー
カ ナ ダ	日加次官級経済協議	04. 3. 22	ビクトリア
豪 州	日豪貿易経済枠組み共同研究第1回作業部会	04. 3. 1-2	キャンベラ
E U	日EUハイレベル協議	04. 3. 30-31	ブラッセル

第3節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力に当たっては、開発途上国の食料安全保障の確保、地球環境問題への対応、WTO 農業交渉等における我が国主張への理解・支援の促進及び復興支援への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して実施した（表4）。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を実施した（表5）。

表4 農林水産業協力関係委託費

事項名	予算額(千円)
アジア地域農林水産関連地球サミット	
対応支援事業費	16,288
開発途上国農業統計調査手法改善事業	8,361
ASEAN 諸国等農林水産物の市場多様化のためのキャパシティー・ビルディング支援事業	20,633
アジア農業生産性向上事業協力	44,668
農林水産業国別協力方針策定のための基礎調査事業	75,810
農林水産業個別協力戦略推進事業	52,479
アフリカ地域持続的食料生産支援調査	20,000
アジア地域穀物流通効率化支援事業	8,184
持続的農業技術協力効率化事業	11,938
農業機械利用体系確立技術協力促進事業	10,208
海外農林業開発協力問題調査等委託費	99,331
国際漁業振興協力事業委託費	207,818

表5 農林水産協力関係補助金

事項名	予算額(千円)
アジア農業・農協交流事業費	33,000
FAO 等協力事業費	11,986
海外食糧農業情報整備等推進費	144,645
海外農林業開発協力促進事業費	36,023
アジア農業青年人材育成事業	72,775
砂漠化防止対策推進体制検討調査費	162,000
海外農業開発調査費	434,176
海外農業開発事業事前調査	123,264
バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築	9,002
国際林業協力推進事業費	451,435
国際漁業振興協力事業費	1,422,410

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力に携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

15年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は2万1,024名で、昭和29年から15年度までの累計は27万8,268名にのぼっている。

このうち農林水産関係の15年度受入れ実績は2,939

名であり、地域別、分野別受入れ実績は表 6 のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を 22 コース、現地国内研修を 7 コースを実施した。

15 年度に実施した農林水産関係の集団研修のうち、農林水産省が関連したものは 23 コース、220 名、独立行政法人国際協力機構等が開設したものは 32 コース、251 名であり、総数は 471 名になる。

表 6 15 年度地域別、分野別受入人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	763	122	371	89	1,345
中 近 東	86	9	4	24	123
ア フ リ カ	351	78	50	83	562
中 南 米	220	171	49	350	790
太平洋・欧 州・その他	43	5	2	69	119
計	1,463	385	476	615	2,939

(2) 専門家等の海外派遣

15 年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続・新規合わせて 1,010 名であった。その地域別・分野別内訳は表 7 のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ 1,197 名が派遣された。

表 7 15 年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	266	76	130	36	508
中 近 東	53	3	3	24	83
ア フ リ カ	74	7	23	21	125
中 南 米	120	42	52	44	258
太 平 洋	6	1	1	16	24
欧 州	7	0	0	1	8
国際機関 ・その他	0	0	0	4	4
計	526	129	209	146	1,010

(2) 技術協力プロジェクト事業

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクト事業は 15 年度において表 8 のとおり 94 件であった。

以上のほか、15 年度において技術協力プロジェクトのための事前評価調査を行ったものとしては、

インドネシア	農業経営改善のための農業普及員訓練計画
インドネシア	食料政策立案・実施支援
インドネシア	地域資源利用型畜産適正技術普及
カンボジア	淡水養殖研究・普及計画

タイ	北部タイにおける省農業適正技術
東ティモール	灌漑維持管理計画
フィリピン	高生産性稲作技術の地域展開計画
フィリピン	地域住民による森林管理強化計画
ベトナム	森林火災跡地復旧計画
ラオス	村落森林管理促進計画
中国	日中林業生態研修センター計画
ネパール	農業研修普及改善計画
ブータン	東部 2 県農業試験研究・普及支援計画
ブータン	ルンチ・モンガル県農業生産技術開発・普及支援計画
シリア	節水灌漑農業普及
エチオピア	農民支援体制強化計画
ガーナ	移行帯参加型森林資源管理計画
ケニア	半乾燥地における農地林活動強化
タンザニア	コースト州農業開発支援システム強化計画
ニカラグア	牛優良種畜増殖普及計画
ブラジル	川岸住民所得向上・川岸地帯森林伐採減少に向けた既伐採林管理計画
ボリビア	国立家畜改良センター普及強化計画
南米広域	南米地域における家畜疾病防除計画
パプアニューギニア	小規模稲作振興計画

の 24 件がある。

表8 15年度技術協力プロジェクト事業案件

国 名	プロジェクト名	実施期間	区分
〈新規案件〉			
(農業分野)			
インドネシア	農業経営改善のための農業普及員訓練計画	2004.1.5～2007.1.4	
カンボジア	バットンバン農業生産性強化計画	2003.4.1～2006.3.31	
タイ	農業統計及び経済分析開発	2003.7.16～2008.7.15	
フィリピン	水利組合育成強化計画プロジェクト	2003.5.26～2005.5.25	
ネパール	農業研修普及改善計画	2004.1.9～2009.1.8	
ブラジル	トカンチンス州小規模農家農業技術普及システム強化計画	2003.4.1～2006.3.31	
パプア・ニューギニア	小規模稲作振興プロジェクト	2003.12.1～2008.11.30	
(林業分野)			
ベトナム	北部荒廃流域天然林回復計画	2003.10.1～2008.9.30	
	森林火災跡地復旧計画	2004.2.16～2007.2.15	
ラオス	森林管理・住民支援計画	2004.2.10～2009.2.9	
エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画	2003.10.1～2006.9.30	
ガーナ	移行参加型森林資源管理計画	2004.3.30～2009.3.29	
ケニア	半乾燥地における農地林活動強化	2004.3.29～2007.3.28	
ブラジル	東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト	2004.1.15～2007.1.14	
(水産分野)			
エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全協力計画	2004.1.20～2009.1.19	
〈継続案件〉			
(農業分野)			
インド	養蚕普及強化計画	2002.8.11～2007.8.10	(旧プロ技)
インドネシア	優良種馬鈴しょ増殖システム整備計画	1998.10.1～2003.9.30	(旧プロ技)
	大豆種子増殖・研修計画 F / U	2001.7.1～2003.6.30	(旧プロ技)
カンボジア	灌漑技術センター計画	2001.1.10～2006.1.9	(旧プロ技)
	農業気象予測法改善計画	2001.2.1～2004.1.31	(旧チーム派遣)
タイ	水管理システム近代化計画	1999.4.1～2004.3.31	(旧プロ技)
フィリピン	農民参加によるマージナルランドの環境及び生産管理計画	2000.2.1～2005.1.31	(旧プロ技)
	農協強化を通じた農民所得向上計画	2000.7.1～2005.6.30	(旧プロ技)
	ボホール総合農業振興計画 F / U	2001.11.11～2003.11.10	(旧プロ技)
ベトナム	食品工業研究所強化計画	2002.9.6～2007.9.5	(旧プロ技)
ミャンマー	灌漑技術センター計画 (フェーズII)	1999.4.1～2004.3.31	(旧プロ技)
	シードバンク計画 F / U	2002.10.1～2005.3.31	(旧プロ技)
中国	農業技術普及システム強化計画	1999.3.1～2004.2.29	(旧プロ技)
	湖北省菜種生産技術開発現地実証調査	2000.7.1～2005.6.30	(旧実証調査)
	大型灌漑区節水かんがいモデル計画	2001.6.1～2006.5.31	(旧プロ技)
	持続的農業技術研究開発計画	2002.2.6～2007.2.5	(旧プロ技)
バングラデシュ	住民参加型農村開発行政支援	2000.4.23～2004.4.22	(旧チーム派遣)
	農村開発技術センター機能強化計画	2003.1.10～2006.1.9	(旧プロ技)
イラン	ハラズ農業技術者養成センター計画	1999.7.1～2004.6.30	(旧プロ技)
エジプト	ナイルデルタ水管理改善計画	2000.3.1～2005.2.28	(旧プロ技)
モロッコ	農業機械化研修センター計画	2000.9.1～2005.8.31	(旧プロ技)
ガーナ	灌漑小規模農業振興計画 F / U	2002.8.1～2004.7.31	(旧プロ技)

ケ	ニ	ア	農村社会における小規模灌漑振興	2000.8.15～2003.8.14	(旧チーム派遣)
象	牙	海	灌漑稲作営農改善計画（フェーズII）	2002.11.1～2007.10.31	(旧プロ技)
タ	ン	ザ	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画（フェーズII）	2001.10.1～2006.9.30	(旧プロ技)
ア	ル	ゼ	園芸総合試験場	1977.4.1～2004.12.6	(旧プロ技)
		ン	園芸開発計画	1999.5.1～2004.4.30	(旧プロ技)
		チ	土壌伝染性植物病害の生物的防除	2001.6.1～2004.5.31	(旧研究協力)
エ	ル	サル	農業技術開発普及強化計画	1999.2.1～2004.1.31	(旧プロ技)
チ		リ	住民参加型農村環境保全計画	2000.3.1～2005.2.28	(旧プロ技)
ド	ミ	ニ	灌漑農業技術改善計画	2001.3.1～2006.2.28	(旧プロ技)
パ	ラ	グ	農業総合試験場	1957.9.1～2010.3.31	(旧プロ技)
ブ	ラ	ジ	東部アマゾン持続的農業技術開発計画	1999.3.1～2004.2.29	(旧プロ技)
ボ	リ	ビ	農業総合試験場	1961.4.1～2010.3.31	(旧プロ技)
		ア	小規模農家向け優良稲種子普及計画	2000.8.1～2005.7.31	(旧プロ技)
メ	キ	シ	農業機械検査・評価事業計画	1999.3.1～2004.2.29	(旧プロ技)
		コ			
(畜産分野)					
タ		イ	東北タイ牧草種子生産開発計画	1999.8.14～2004.8.13	(旧プロ技)
			タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画	2001.12.25～2006.12.24	(旧プロ技)
フ	ィ	リ	水牛及び肉用牛改良計画	2000.10.2～2005.10.1	(旧プロ技)
ベ	ト	ナ	国立獣医学研究所強化計画	2000.3.1～2005.2.28	(旧プロ技)
		ム	牛人工授精技術向上計画	2000.10.2～2005.10.1	(旧プロ技)
マ	レ	ー	未利用資源飼料化計画 F / U	2002.3.15～2004.3.14	(旧プロ技)
		シ	研究協力ニパ・ウイルス	2001.10.1～2004.9.30	(旧研究協力)
中		国	黒竜江省酪農乳業発展計画	2001.7.1～2006.6.30	(旧プロ技)
チ		リ	小規模酪農生産性改善計画	1999.10.15～2004.10.14	(旧プロ技)
パ		ナ	牛生産性向上計画	1998.4.11～2003.4.10	(旧プロ技)
パ	ラ	グ	酪農を通じた中小規模酪農家経営改善計画	2002.11.11～2004.11.10	(旧プロ技)
メ	キ	シ	ハリスコ州家畜衛生診断技術向上計画	2001.12.10～2006.12.9	(旧プロ技)
		コ			
(林業分野)					
イ	ン	ド	炭素固定森林経営現地実証調査	2001.1.17～2006.1.16	(旧実証調査)
		ネ	森林火災予防計画（フェーズII）	2001.4.15～2006.4.14	(旧プロ技)
		シ	マングローブ情報センター計画	2001.5.15～2004.5.14	(旧プロ技)
カ	ン	ボ	森林分野人材育成計画	2001.12.16～2004.12.15	(旧プロ技)
タ		イ	東北タイ造林普及計画（フェーズII）	1999.12.13～2004.12.12	(旧プロ技)
マ	レ	ー	ボルネオ生物多様性生態系保全プログラム	2002.2.1～2007.1.31	(旧プロ技)
		シ	協力		
ミ	ャ	ン	乾燥地共有林研修・普及計画	2001.12.15～2006.12.14	(旧プロ技)
ラ		オ	森林保全・復旧計画（フェーズII）	1998.7.16～2003.7.15	(旧プロ技)
中		国	人工林木材研究計画	2000.3.31～2005.3.30	(旧プロ技)
			四川省森林造成モデル計画	2000.7.1～2005.6.30	(旧プロ技)
			日中協力林木育種科学技術センター計画	2001.10.18～2006.10.17	(旧プロ技)
ネ	パ	ー	村落振興・森林保全計画（フェーズII）	1999.7.16～2004.7.15	(旧プロ技)
セ	ネ	ガ	総合村落林業開発計画	2000.1.15～2005.1.14	(旧プロ技)
ウ	ル	グ	林産品試験計画	1998.10.1～2003.9.30	(旧プロ技)
パ		ナ	パナマ運河流域保全計画	2000.10.1～2005.9.30	(旧プロ技)
ブ	ラ	ジ	アマゾン森林研究計画（フェーズII）	1998.10.1～2003.9.30	(旧プロ技)
		ル	セラード生態コリドー保全計画	2003.2.1～2006.1.31	(旧プロ技)
ボ	リ	ビ	タリハ溪谷住民造林・浸食防止計画	1998.10.1～2003.9.30	(旧プロ技)
		ア			
(水産分野)					
イ	ン	ド	淡水養殖振興計画	2000.8.28～2005.8.27	(旧プロ技)
		ネ			
		シ			
		ア			

マレーシア	水産資源・環境研究計画	1998.5.12～2003.5.11	(旧プロ技)
ラオス	養殖改善・普及計画	2001.2.19～2004.2.18	(旧プロ技)
トルコ	黒海水域増養殖開発計画 F / U	2002.4.16～2004.10.15	(旧プロ技)
モロッコ	零細漁業改良普及システム整備計画	2001.6.1～2006.5.31	(旧プロ技)
マダガスカル	北西部養殖振興計画 (延長)	2003.12.1～2006.5.31	(旧プロ技)
マラウイ	在来種増養殖技術開発計画	1999.4.1～2004.3.31	(旧プロ技)
アルゼンチン	ペヘレイ増養殖研究開発計画	2002.9.10～2005.9.9	(旧プロ技)
エルサルバドル	沿岸湖沼域養殖開発計画	2001.3.1～2004.2.29	(旧プロ技)
コスタリカ	ニコヤ湾持続的漁業管理計画	2002.10.1～2007.9.30	(旧プロ技)
トリニダード・トバゴ	持続的海洋水産資源利用促進計画	2001.9.25～2006.9.24	(旧プロ技)
ミクロネシア連邦	漁業訓練計画	2000.8.1～2006.2.1	(旧プロ技)
メキシコ	ユカタン半島沿岸湿地保全計画	2003.3.1～2008.2.29	(旧プロ技)

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表9のとおり55件実施した。

表9 平成15年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
〔アジア地域〕		
1	インドネシア	灌漑施設リハビリ計画調査
2	インドネシア	農水産業セクタープログラム開発計画調査
3	カンボジア	公開穀市場整備計画調査
4	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査
5	キルギス	営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査
6	タイ	ランパチ河流域農村農業開発における参加型計画適用調査
7	タイ	北タイにおける自然資源の保全管理と持続可能な農業農村開発のための計画策定調査
8	パキスタン	バロチスタン州水利用効率向上調査
9	バングラデシュ	全国小規模水資源開発計画
10	フィリピン	マガット川及びカガヤン川上流域管理計画調査
11	フィリピン	国家灌漑地区水利組合強化計画
12	ベトナム	全国水資源開発・管理計画調査
13	ベトナム	造林計画策定能力開発
14	マレーシア	農村女性地位向上計画
15	ミャンマー	エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画調査
16	ミャンマー	中央乾燥地農業・農村総合開発計画
17	メコン河委員会 (MRC)	メコン河流域水文モニタリング計画調査
18	モンゴル	ゾド対策に向けた地方牧畜業体制改善支援調査
19	中国	水利権制度整備調査
20	東ティモール	農林水産業開発計画
〔アフリカ地域〕		
21	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑開発計画
22	ウガンダ	収穫後処理及び流通市場開発計画
23	エチオピア	オロミア州地域灌漑開発人材育成計画
24	ガンビア	ガンビア川上流地域農業開発・生活改善
25	ギニア	ソンフォニア低地における農業機械化及び水管理計画調査
26	ギニア	零細漁業開発調査
27	ジンバブエ	既存ダムの水利用による小規模農民のための農業開発計画調査
28	スワジランド	荒地農村環境改善計画調査
29	セネガル	プティット・コート及びサルーム・デルタにおけるマングローブの持続的管理に係る調査
30	セネガル	漁業資源評価・管理計画調査
31	セネガル	稲作再編計画調査
32	タンザニア	地方開発セクタープログラム策定支援調査
33	タンザニア	コースト州貧困農家小規模園芸開発計画
34	タンザニア	全国灌漑マスタープラン
35	ブルキナファソ	コモエ県森林管理計画調査
36	ブルキナファソ	砂漠化防止対策推進体制検討調査
37	マダガスカル	アロチャ湖南西部地域流域管理及び農村開発計画調査
38	マラウイ	養殖開発計画調査
39	マラウイ	小規模灌漑開発技術力向上計画
40	マラウイ	シレ川中流域における森林復旧・村落振興モデル実証調査
41	マリ	セグー地方南部砂漠化防止計画調査
42	マリ	セグー地域南部砂漠化防止パイロット計画
43	モーリタニア	オアシス地域開発計画調査
44	モーリタニア	女性の支援のための開発調査
45	南アフリカ共和国	リンボポ州スクネ郡スクノード地域農村総合開発計画調査
〔中南米地域〕		
46	エクアドル	シエラ南部地域生産活性化・貧困削減計画開発調査
47	キューバ	中央地域における持続的稲作技術開発計画
48	キューバ	森林資源の持続的管理計画調査

- 49 ドミニカ共和国 公営農場跡地再利用計画
 50 ニカラグア 北部太平洋岸地域防災森林管理計画調査
 [中近東地域]
 51 アフガニスタン カンダハール近郊農業緊急復旧支援調査
 52 イラン ガラス川沿岸農業基盤整備計画
 53 オマーン マングローブ林再生・保全・管理計画調査
 54 トルコ チョルフ川参加型流域復旧管理計画
 55 モロッコ 東部アトラス地方伝統灌漑施設（カッターラ）改修計画調査

(5) 養成確保事業

我が国の農林業開発協力の拡充、多様化に適切に対応していくためには質の高い専門家の養成を組織的、計画的に行うことが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き実施した。また、国際協力機構も独自に同様の専門家の養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 中期研修

農林業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者を対象とし、国内及び海外の 2 コースに分けて、開発途上国・地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

また、国際協力機構では、農村開発、農村基盤整備、森林環境及び海洋環境保全等の各コースがあり、当省の推薦により当省職員 7 名、当省所管独立行政法人、県、民間等から 9 名が研修を受けた。

イ 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林業技術分野（途上国の農業・農村開発等）を対象に、農林水産省から当該分野の技術蓄積を有する先進地域（英国）に研修員 1 名を 1 年半派遣した。

また、国際協力機構を通じて同じく先進地（アメリカ、オランダ）に研修員 2 名を 2 年間派遣した。

なお、13年度及び14年度に派遣し、引き続き15年度においても研修を行った者は計 4 名で、研修地はいずれもアメリカである。

(6) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきた。

15年度には、日本側から「寒冷地における冬季高品質野菜生産技術の開発」のテーマで派遣、ロシア側から「高品質野菜の育種、種子生産、育成の調査」のテーマで受入れを行った。15年度までに51チーム

を派遣し、53チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年 9 月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年 6 月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年 9 月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年 2 月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年 1 回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。15年10月には第22回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

15年度には日本側から「東チベット高原における草原生態系の修復と家畜の持続的生産に関する調査」及び「温暖化に伴う東シナ海の生物生産の変動のモニタリング体制に関する調査」の考察団を派遣し、中国側から「日本の農作物病害虫防除システム技術開発に関する調査」、「日本の松材線虫の総合防除に関する調査」及び「日本の農産物安全生産に関する調査」の考察団を受け入れた。15年度までに86チームを派遣し、95チームを受け入れた。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年 8 月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第 1 回委員会が開催され、その後毎年 1 回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

15年度にはソウルにおいて第36回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「持続的農業及び農業の持つ多面的機能についての研究動向」等について討議した。

エ 日アセアン農業技術交流

水田農業を基本とした小規模経営農業生産が主体となっているアセアン諸国との共通点の多い我が国との間で農業技術の交流を通じ、持続的農業生産や農業の有する多面的機能について共通認識を醸成するために、10年に日・アセアン農業技術交流グループ会議が設置された。

15年度に開催された第 7 回会議では、食品安全政策と関連技術に関連するシンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、食品安全政策とその関連技術について、その現状及び問題点について意見交換が行われた。また15年度から第 2 フェーズとなった我

が国のアセアン事務局への拠出金による「農業の多面的機能に関する計量的調査研究及び普及事業」の進捗状況報告が行われ、今後の取組について検討を行った。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

（1）一般無償資金協力

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額は、厳しい財政状況を反映し、12年度2,079億円、13年度2,054億円、14年度2,086億円とほぼ横ばいで推移してきたが、15年度予算は1,736億円に削減された。これは債務救済無償（平成14年度345億円）を廃止し、JBICへの交付金に振替（平成15年度300億円）を行ったことが大きな要因である。

このうち、農林関係では6件計30億円、水産関係では6件計30億円、農林水産関係合計12件60億円が供与され（閣議決定ベース）、その供与実績は表10のとおりである。

以上のほか、15年度において無償資金協力の実施のために表11の基本設計調査を行った。

表11 15年度無償資金協力基本設計調査

国 名	案 件 名
アンティグア・バーブーダ	水産開発センター建設計画
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設防災強化計画
	計画
モーリタニア	ヌアクショット水産物衛生管理施設整備
	計画
セネガル	サンルイ水産物加工施設およびロンブル
	水産センター建設計画
アゼルバイジャン	土地改良・灌漑機材計画

（2）K R 食糧 援助

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999（平成11）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、15年度の我が国の供与実績は、表12のとおり、20か国及び23難民／被災民に対し、総額107.64億円を供与した。

このうちアフリカ等の16か国、9難民／被災民向け（62.4億円）について、政府米を利用した援助を行うこととして閣議決定を行った。

表10 15年度農林水産関連一般無償資金協力実績（閣議決定ベース）

国 名	案 件 名	金額(億円)	区分
ベトナム	ゲアン省ナムダン県農村生活環境改善計画(1/3期)	4.72	アジア / 農
フィリピン	カガヤン灌漑施設改修計画	9.06	アジア / 農
エジプト	バハルヨセフ灌漑用水路サコーラ堰改修計画(詳細設計)	0.96	中近東 / 農
アゼルバイジャン	土地改良・灌漑機材整備計画	6.24	その他 / 農
中国	黄河中流域保全林造成計画(3/3期)	3.71	アジア / 林
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画(2/5期)	5.19	アジア / 林
(農林関係案件計)	6 件	29.88	
モロッコ	シディハセイン零細漁村整備計画(2/2期)	2.19	中近東 / 水
ベナン	コトヌ零細漁港開発計画(1/2期)	7.62	アフリカ / 水
セントビンセント	キングスタウン魚市場改修計画	7.55	中南米 / 水
ガボン	ランバレネ零細漁民センター整備計画(1/2期)	4.67	アフリカ / 水
タンザニア	ムワンザ市キルンバ魚市場建設計画	6.24	アフリカ / 水
アンティグア・バーブーダ	水産センター建設計画(1/2期)	1.68	中南米 / 水
(水産関係案件計)	6 件	29.95	
(15年度合計)	12件	59.83	

表12 15年度 KR 食糧援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与使用穀物
(アフリカ地域)			
アンゴラ	16. 3.19	2.00	政府米
エチオピア	16. 5.10	2.00	小麦
エリトリア	16. 4.26	1.00	小麦
カーボヴェルデ	16. 3.25	1.50	政府米
ガンビア	16. 3.26	1.80	政府米
ギニア	16. 4. 2	3.50	政府米
コンゴ（民）	16. 4.15	3.00	政府米
サントメ・プリンシペ	16. 4.22	1.50	政府米
ジブチ	16. 4.25	1.50	政府米
セネガル	16. 3.29	2.50	政府米
タンザニア	16. 3.19	3.10	政府米
ニジェール	16. 5.17	3.50	政府米
ブルキナファソ	16. 5.17	3.00	政府米
ベナン	16. 4.16	2.00	政府米
マリ	16. 4. 2	3.00	政府米
モザンビーク	16. 4.22	3.00	政府米
モーリタニア	16. 5. 6	3.00	政府米
(アジア地域)			
モルディブ	16. 4.28	1.60	小麦粉
モンゴル	16. 4. 2	1.00	小麦
ネパール	16. 4.23	3.50	政府米
(UNRWA 経由)			
パレスチナ難民	16. 3. 1	5.00	小麦粉
(WFP 経由)			
イラク国内被災民 及びイラク難民	15. 4.16	14.00	政府米、 豆類
アンゴラ元兵士及び その家族、国内避難民	15.10.31	3.65	メイズ、 豆類等
カンボディア被災民	16. 3.16	8.00	政府米
ラオス被災民	16. 3.16	4.00	政府米
スリランカ被災民	16. 3.16	2.00	政府米
バングラデシュ被災民	16. 3.16	2.00	小麦
タジキスタン被災民	16. 3.16	1.00	小麦粉、 豆類
グルジア被災民	16. 3.16	1.00	小麦粉
スーダン被災民・難民	16. 3.16	1.00	ソルガム
ウガンダ被災民・難民	16. 3.16	1.00	政府米
ケニア被災民・難民	16. 3.16	1.00	メイズ
コンゴ(共)被災民	16. 3.16	2.00	ツナ缶
ザンビア被災民・難民	16. 3.16	1.00	メイズ
ジンバブエ被災民	16. 3.16	1.00	CSB、 植物油等
スワジランド被災民	16. 3.16	1.00	植物油
コートジボワール被災民	16. 3.16	2.00	政府米
マラウィ被災民・難民	16. 3.16	1.00	メイズミール、 豆等
リベリア被災民・難民	16. 3.16	2.00	政府米
レソト被災民	16. 3.16	1.00	パルス
大湖地方被災民・難民	16. 3.16	1.99	政府米
ハイチ被災民	16. 3.16	3.00	政府米、 豆類等
中央アメリカ地域被災民	16. 3.16	1.00	メイズ、 豆類

(3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。(14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。)

なお、本援助は KR 食糧援助と対比して「第2 KR 援助」ともよばれることがある。

15年度の供与実績は表13のとおり、計16件、総額51.04億円である。

表13 15年度食糧増産援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助物資
(アジア)			
インドネシア	16. 3.19	600	肥料、農業機械
フィリピン	16. 3.31	400	肥料、農業機械
(アフリカ)			
スワジランド	16. 3.26	143	肥料、農業機械
セネガル	16. 3.29	271	肥料、農業機械
マリ	16. 3.12	200	肥料、農業機械
モーリタニア	16. 3.31	174	肥料、農業機械
(中南米)			
エクアドル	16. 3.24	520	肥料、農業機械
ニカラグア	16. 3.18	515	肥料、農業機械
ボリビア	16. 4.12	400	肥料、農業機械
ホンデュラス	16. 3.18	550	肥料、農業機械
(東欧等諸国及びその他諸国)			
アルバニア	16. 3.24	170	肥料、農業機械
アルメニア	16. 3.22	200	肥料、農業機械
ウズベキスタン	16. 3.19	420	肥料、農業機械
モルドヴァ	16. 3.11	260	肥料、農業機械
(FAO 経由)			
スリランカ	16. 3. 1	151	種子、農業資機材
タンザニア	16. 2.27	130	農業資機材

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

15年度に実施された円借款政府調査団のうち、インドに参加し、農林水産関連案件への助言を行った。

15年度の農林水産関連案件は表14のとおり計6件、359億円である。

表14 15年度農林水産関連円借款実績

(交換公文ベース)			
国 名	案 件 名	交換 公文	供 与 限度額 (百万円)

中国	江西省植林計画	16. 3.30	7,507
	湖北省植林計画	16. 3.30	7,536
インド	レンガリ灌漑計画(II)	16. 3.31	6,342
	クルヌール・クダッパ	16. 3.31	4,773
	水路近代化計画(II)		
	ハリヤナ州森林資源管	16. 3.31	6,280
	理・貧困削減計画		
インドネシア	ジャカルタ漁港リハビ	16. 3.31	3,437
	リ計画		
計	6件		35,875

(5) 国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現国際協力機構）を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の15年度の融資実績は2件3,970万円、新規承諾案件は無しであった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

4 多国間協力

(1) 国連食糧農業機関（FAO）

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約3,700名以上（2003年末現在）の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、187か国及び欧州共同体である。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ア) 開発援助

広範囲にわたる技術援助プロジェクトを通じた支援

(イ) 情報活動

食料、農業、林業、水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表

(ロ) 政府への助言

農業政策・計画の立案・策定に必要な行政・立法組織に関する加盟国政府への助言

(エ) 中立的な討議の場

すべての国が主要な食料・農業問題に関して討議し、政策を策定するための中立的な討議の場の提供

イ 世界食料サミット及び5年後会合

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。しかし、その進捗状況が思わしくない中、FAO事務局長の提案により、2002年6月FAO本部にて世界食料サミット：5年後会合が開催され、“世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組と連帯強化を求める”宣言が採択された。

ウ 第32回 FAO 総会

第32回 FAO 総会は2003年11月 FAO 本部（ローマ）で開催され、世界の食料情勢について各国の代表演説が行われた他、2004－05年 FAO 事業・予算計画、2004年国際コメ年についての議論がなされた。また、「WTO 農業交渉と食料安全保障への影響」等に関する円卓会議が開催された。

エ その他

FAOに専門家として14名、準専門家として3名の職員を派遣中（平成16年3月現在）である。

また、FAOのプロジェクトの「島嶼国周辺海域資源管理強化支援事業」（80万7千ドル）、「アジア地域 SPFS 支援事業」（248万5千ドル）、「バイオテクノロジー関連体制整備事業」（81万7千ドル）、「開発途上国 WTO 体制参加支援事業」（38万3千ドル）、「中南米丘陵地域持続的土地利用計画モデル策定調査」（11万8千ドル）、「漁獲能力の適正管理促進事業」（27万4千ドル）、「アジア食料安全保障情報化推進事業」（60万6千ドル）、「東南アジア伐採実施規範推進事業」（27万ドル）、「海産哺乳動物と漁業との相互作用の調査及び啓発推進事業」（24万3千ドル）、「海亀保存管理に関する国際行動計画策定促進事業」（21万ドル）、「アジアモンスーン地域水田かんがい評価調査」（24万6千ドル）、「市民社会参加型農村開発支援事業」（27万ドル）、「途上国農業の多面的機能の現実政策への応用事業」（112万8千ドル）、「持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業」（50万ドル）、「水産養殖ガイドライン策定事業」（25万ドル）及び「国際食品規格策定・整備事業」（18万9千ドル）に対して、拠出を行った。

(2) 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成15年度において、WFPに対して通常拠出657.3万ドル(現金219.1万ドル、現物分(米及び水産罐詰)438.2万ドル)、国際緊急食糧リザーブ170万ドルのほか車輻、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助(55.6億円)を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、従来よりESCAPのほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力(2003年度79万ドル)及び技術協力を実施している。

当省としては、ESCAPの特別地域機関であるアジア・太平洋湿润熱帯地域粗粒穀物・豆類・地下作物研究開発地域調整センター(CGPRC Center)「多様な農業の共存のための社会経済的側面に関する調査研究事業」に対して拠出(2003年度19万7千ドル)を行った。

(4) 国際農業開発基金(IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した(加盟国163)。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD創立時の当初拠出及びその後行われた5回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.5億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビアに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。2002年に妥結された第6次増資についても日本は、これに貢献することを表明している。

(5) 国際農業研究協議グループ(CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画(UNDP)が主催した国際農業研究の長

期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国(機関)のグループで、事務局を世銀内に置いている。2002年末現在、メンバーは46か国、13地域・国際機関、4財団である。さらに世銀、IFAD、FAO、UNDPが共同出資者である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所(IRRI、フィリピン)、国際半乾燥熱帯作物研究所(ICRISAT、インド)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT、メキシコ)等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2003年度はCGIAR事務局及び本グループ傘下の研究所に対し19億円(外務省計上)の拠出を行ったほか、農林水産省からは国際稲研究所に特別拠出を行った。

(6) アジア生産性機構(APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている(加盟国20か国)。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力(平成15年度予算41,656千円)を行っている。

(7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行(International Bank for Reconstruction and Development: IBRD)と無利子の融資を行う国際開発協会(International Development Association: IDA)の二つの機関の総称である。

IBRD及びIDAは、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRDは1946年に設立(加盟国184)、IDAは1960年に設立(加盟国165)された。我が国は米国に次いで第2の出資比率を有しており、また、最大の協調融資相手国である。農林水産省は世銀が行う途上国の政策支援に関し、2003年度、「国家森林政策強化事業」のため拠出を行った。

(8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟 (ICA) は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された国際民間組織である。

ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、100を超える国々から230以上の全国組織が加盟しており、その傘下に約7億6千万人の組合員を擁する世界最大の NGO 組織である。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った（2003年度7,411万円）。

(9) そ の 他

以上のほか、我が国は、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア諸国連合 (アセアン) 等に対して資金拠出等の協力を行っている。

布した。

また、インターネット上の農林水産省のホームページにも引き続き掲載した。

ウ 農林水産省が製作した海外向けビデオについて、DVD に複写し整理を行うとともに、引き続きインターネット上の農林水産省のホームページに掲載した。

また、要望があれば貸出等を行った。

エ 各国及び在日各国大使館等からの我が国の農林水産施策及び農林水産業等に対する質問等の対応を行った。

第4節 情 報 ・ 広 報

1 情報の受発信

輸出国の食料政策、農産物の生産状況、貿易の動向、食品の安全性、食品産業の動向等の情報を収集・分析し、これら最新の情報を適時適確に国民に情報提供を行っている。

2 農林水産物貿易統計

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況を取りまとめ提供を行っている。

3 海 外 広 報

我が国の農林水産施策及び農林水産業の実態を正しく理解してもらうため、16年度に行った海外広報活動の主な内容は次のとおりである。

ア 毎週金曜日、在日海外特派員及び在日各国大使館向けに農林水産省の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」を580部発行した。

また、インターネット上の農林水産省のホームページにも掲載した。

イ 農林水産省紹介用パンフレット「A GUIDE TO MAFF」を、在日大使館及び在外日本大使館等に配